

令和3年5月31日

一般社団法人東京経営者協会

会長 富田 哲郎 様

東京都知事 小池 百合子

(公印省略)

テレワークの更なる徹底等について (要請)

この度、国において、緊急事態宣言を6月20日まで延長することが決定されました。感染力が強く、重症化率も高いとされる変異株N501Yが流行の主体となり、さらに変異株N501Yより感染力の強いインド株に最大限警戒しなければなりません。感染が漸減している局面の変化を捉え、減少傾向を確実なものとし、リバウンドを防止するためには、更なる人流の抑制が不可欠です。

事業者の皆様には、緊急事態措置の期間において、引き続きテレワークや時差出勤等の活用により出勤者数を7割削減することをお願いいたします。

とりわけ、テレワークの実施は、社員を感染から守り、働き方改革や生産性の向上を進めるといふ、経営戦略にかかわる事項です。そのため、経営トップのリーダーシップでテレワークを進めていただく必要がございます。また、各職場の従業員に加え、直接の上司に対する呼びかけも重要です。

こうした中、都では、「週3日・社員の7割以上」のテレワークを3か月間実施した中小企業を「テレワーク・マスター企業」として認定し、奨励金を支給するとともに、各企業の取り組みをウェブサイト上で公表することで、事業者のサポートを進めてまいります。

各企業では、出勤せざるを得ない従業員の方について、遅くとも20時までに終業し、帰宅していただく新しい取組を行っていただくようお願いいたします。さらに、防犯対策上で必要なものを除いて、20時以降の屋外照明の夜間消灯にも、引き続きのご協力をお願いします。

これらによる、テレワークの更なる徹底等について貴団体の加盟企業・団体等に対し働きかけを実施していただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。